

令和3年2月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和3年2月12日

開会：午前10時00分～午前11時51分

○出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 堀 俊 一

委 員 杉 岡 佐 緒 理

事務局

教育監 森田 大輔 教育部長 大西 和也

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 酒田 宗利

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 西本 岳史

教育センター長 中村 文俊 生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆

子育て支援政策課長 大下 浩二

ほか担当職員

○教育長 おはようございます。

ただいまから、教育委員会の定例会を開会いたします。

それでは、日程第1「会期について」お諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は江端委員を御指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第3「前回会議録の承認について」お諮りいたします。既に委員の皆様には、11月19日に開催されました教育委員会11月定例会会議録（案）を配布いたしております。

原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、教育委員会11月定例会会議録（案）については承認することといたします。

それではここで、守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。以降の審議の順番の変更と審議の方法についてでございます。

日程第6、議案第10号「令和3年度守口市立学校長等任命の内申案」は人事案件でございますので、全ての議題が終了した後で、関係者のみで秘密会にて審議することといたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは異議なしと認めまして、日程第6、議案第10号につきましては、秘密会にて審議することといたします。

それでは次に、日程第4、議案第8号「守口市教育財産の処分の申出について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第8号「守口市教育財産の処分の申出について」。

守口市教育財産の処分の申出について、次のとおりとする。

令和3年2月12日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第8号「守口市教育財産の処分の申出について」、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1ページから3ページまでを御参照賜りますようお願いいたします。

このたびの教育財産の処分の申出につきましては、平成30年4月1日に統合し、新しく開校した守口市立さくら小学校につきまして、現在は旧三郷小学校用地において新校舎を建設中でございます。こちらにつきましては、令和3年3月10日に工事完成予定でございます。工事完成後には備品等の搬入を行い、令和3年4月1日から新校舎の供用を開始することから、現在使用しております校舎につきましては、令和3年3月31日をもって供用を終了いたします。供用終了後の学校の土地及び建物につきましては今後、学校以外の教育財産としても利用する予定はないため、令和3年4月1日付けで守口市教育委員会から守口市へ財産を移譲するものとして、財産処分の申出を行おうとするものです。参考といたしまして、3ページには学校の配置図を添付させていただいております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問・御意見はございますでしょうか。

特に御質問・御意見がないようですので、採決いたしたいと思っております。

議案第8号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第8号につきましては原案どおり承認いたしました。

それでは次に、日程第5、議案第9号「守口市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第9号「守口市社会教育委員の委嘱について」。

守口市社会教育委員の委嘱について、次のとおりとする。

令和3年2月12日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第9号「守口市社会教育委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

議案書4ページから5ページを御参照賜りたいと願います。

本市社会教育委員につきましては、社会教育法第15条及び守口市社会教育委員設置条例の規定に基づき10名の委員を委嘱しておりますが、令和3年2月28日をもって、現在委嘱しております委員が任期満了となることから、新たに委員の委嘱をお願いするものでございます。

5ページを御参照ください。守口市社会教育委員候補者名簿（案）でございますが、守口市立図書館運営方針とこの間御議論をいただいております委員でございますが、1月の教育委員会定例会におきまして市立図書館の評価等の諮問について御議決いただいたところであり、引き続き同じメンバーで御議論をいただくことが望ましいと判断し、継続させていただければと考えております。委嘱する委員10名については、文部科学省令で定める基準を参考とし、学識経験者を3名、学校教育関係者を2名、社会教育関係者を3名、家庭教育関係者の2名でございます。任期につきましては、守口市社会教育委員設置条例第3条の規定に基づき、令和3年3月1日から令和5年2月28日までの2年間でございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問・御意見はございますでしょうか。

特に御質問・御意見がないようでございますので、採決いたしたいと思います。

議案第9号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第9号につきましては原案どおり承認いたしました。

次に日程第7、議案第11号「令和3年度支援学級在籍生徒使用予定の教科用図書の採択について」を議題といたします。

それでは、議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第11号「令和3年度支援学級在籍生徒使用予定の教科用図書の採択について」。

令和3年度支援学級在籍生徒使用予定の教科用図書の採択について、次のとおりとする。

令和3年2月12日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第11号「令和3年度支援学級在籍生徒使用予定の教科用図書の採択について」、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書7ページから10ページを御参照ください。

令和3年度に本市立学校で使用する教科用図書につきましては義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条並びに同法施行令第15条に基づき、令和2年4月及び7月教育委員会定例会において採択をしたところでございます。また、令和3年度守口市立学校支援学級に在籍予定の児童生徒8名につきまして、障がいの状況と保護者の要望により、当該児童生徒に対する教育目標を達成する上で文部科学省著作教科用図書を使用することがより適切であることから学校教育法第34条並び

に同法附則第9条に基づき、令和2年11月教育委員会定例会において文部科学省著作教科用図書を採択したところでございます。

このたび、本市立小学校に転入した6年生児童1名につきましても同様の理由により学校教育法第34条並びに同法附則第9条に基づき、議案書8ページにお示ししております種目における、文部科学省著作教科用図書を採択するため御審議いただきたく存じます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問・御意見はございますでしょうか。

特に御質問・御意見がないようですので、採決いたしたいと思っております。

議案第11号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第11号につきましては原案どおり承認いたしました。

次に、日程第8、報告第1号「守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。

それでは、議案の朗読をお願いします。

○事務局 報告第1号「守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程について」。

守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程について、次のとおり報告する。

令和3年2月12日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第1号「守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を

改正する規程について」、御説明申し上げます。

議案書 11 ページ及び 12 ページをご覧ください。

今回の守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程につきましては、本市はごみの安定的な処理体制を確保するため、令和元年 10 月 1 日に大阪広域環境施設組合に加入し、令和 2 年 4 月 1 日から環境施設組合の工場で焼却処理を行っております。このことから、本市施設の焼却処理がなくなり、ボイラー・タービン主任技術者の配置等の必要がなくなったことにより、守口市事業場電気工作物保安規程の一部を改正する規程が施行されますことから、守口市教育委員会電気工作物保安規程の改正が必要となるものでございます。本来であれば、教育委員会規程の制定につきましては教育委員会の議決事項ですが、早急に対応する必要があったことから、教育長に対する事務委任規則第 3 条第 2 項に基づき、教育長が臨時で代理し、規程を制定いたしました。改正内容についてですが、守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案といたしまして、引用箇所削除に伴い、対照表の改正前と改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように「第 2 条の 2 第 2 号を除く」、「第 16 条の 2 及び第 16 条の 3 号を除く」を削り、その他規定を整備いたしました。なお、附則といたしまして、この規程は令達の日から施行するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、御報告申し上げ御承認いただくものでございます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問・御意見はございますでしょうか。

特に御質問・御意見がないようですので、採決いたしたいと思っております。

報告第 1 号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第 1 号につきましては原案どおり承認いたしました。ありがとうございました。

それでは次に、協議事項に移りたいと思います。

協議事項1「令和3年度 めざす守口の教育（案）について」の説明をお願いします。

○事務局 本市におきましては「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成」の教育理念のもと、社会が急激に変化していく時代において、教育委員会と社会教育関係部局が連携し、学校、家庭、地域の教育力を高め、生きる力と生涯学び続ける人の育成を目指し、本市の教育を推進しているところです。令和3年度を迎えるに当たり、教育理念、教育基本方針、重点項目を明らかにした「令和3年度 めざす守口の教育」を策定するため、本日、案の説明をさせていただき、御協議いただいた上で、3月定例会にて議案として提出させていただき、御決定を賜りたいと考えております。

令和3年度は、全体的に「新型コロナウイルス感染症への適切な対応」や、令和3年度から開始される「第6次守口市総合基本計画」、「第2次守口市教育大綱」、「守口市学力向上プラン」との整合性を踏まえるとともに、わかりやすい表記となるよう文言の追加や変更を行っております。

本日は、資料を2部用意しております。1つ目は、令和3年度（案）として、変更点に下線を引いたものです。表紙のほうに（案）が抜けております。申し訳ございません。（案）としてお示しをさせていただいております。もう一つは「令和2年度 めざす守口の教育」です。併せてご覧いただきますようお願いいたします。

私からは、学校教育に係る変更及び新規挿入部分を中心に御説明申し上げます。

1ページでは「めざす守口の教育」の概要として、教育理念、基本方針、重点項目を示しており、教育理念「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成」を図るため「学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育」として、社会教育関係部局と連携して推進していくことを示しております。学校においては「学校間連携を軸とする一貫した中学校教育」、家庭・地域においては「育ちを支え

る教育コミュニティづくり」に係る取組みを進めるため、5つの基本方針と11の重点項目を挙げております。

こちらにつきましては、変更点が大きく2点あります。1点目は、教育理念の文言の「国際化社会」を「守口市教育大綱」に合わせて「国際社会」に変更しております。

2点目は、関連する重点項目を整理・統合し、14項目あったものを11項目に変更しております。

具体的には、基本方針1の重点項目を今年度まで5つ示しておりましたが、本市の学力向上プランにおいて「授業改善の推進」と「自学自習力の育成」を2本の柱として掲げていることから、今年度まで重点項目2で示しておりました「学習規律と言語能力の育成」から関連する事項を統合し、新たな重点項目1・2としております。

また、これまで重点項目5に示しておりました「就学前教育・保育との連携」につきましても、関連する事項を他の重点項目に振り分けて整理したため、重点項目を5項目から3項目に変更しております。

次に、基本方針2の重点項目につきましては、今年度までの重点項目8「生徒指導の充実」と重点項目9「キャリア教育の充実」と、それぞれ項目がございましたが「社会性の育成」や「社会に受け入れられる自己表現」等、集団や社会の一員としての自己表現を図っていく大人へ育つよう促す、キャリア教育の視点をもって生徒指導に当たることが重要であることから、統合し、重点項目を4項目から3項目に変更しております。

2ページには、教育理念のもと、基本的な考え方と小中一貫教育について示しております。中段の小中一貫教育の説明では、令和2年度より全ての中学校区等で学校運営協議会を設置したことを踏まえ、1行目から6行目の文言修正をしております。

学校におきましては、現在、一人一台端末の導入が始まっていることから、8行目に「あらゆる教科等の学習においてICT活用や体験活動を効果的に取り入れ、子ども達が未来社会を切り開いていくための資質・能力を育成します。」の文言を追加し

ております。

15行目からは、教育理念のもと、社会の急激な変化への対応ができる子どもたちの育成を図るため、コミュニティ・スクールを基盤とした学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育の推進について新たに記載しております。

3ページでは「令和3年度 教育委員会の主要施策」について「連携・協働・信頼」の3つの視点と「主要施策」に分けて記載しております。

最初のリード文におきまして、教育大綱に基づくこと及び今般の新型コロナウイルスの対応を踏まえ、最後の段落に「特に、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染症拡大防止、学びの保障、心のケア、差別・偏見・いじめの防止などについて、各施策を横断して取り組みます。」の文言を追加しております。

主要施策につきましては、1つ目の「学力向上の取組みの推進」では、誰一人取り残さず、全ての児童生徒の確かな学びを保障するため「学習につまずきのある子ども」や「非認知能力が低い子ども」等の把握・分析をもとに、各学校が新たに設定した目標値を達成するなど、全文を変更しております。

2つ目の「ICTを活用した教育の質的向上」につきましては、世の中全体のデジタル化、オンライン化が大きく促進している中、学校教育においてもデジタル技術を駆使し、より効果的な教育を実現することが重要であることを踏まえ、一人一台端末の活用方法、ICTを活用した校務の効率化、保護者・地域とのコミュニケーションの促進等、全文を変更しております。

3つ目の「コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進」につきましては、学校運営協議会の中学校区の設置に伴い「設置」から「活用」に文言修正をしております。

4つ目の「安全・安心な教育環境整備の推進」につきましては、令和3年3月策定の「守口市立学校施設整備計画」に基づく新設校以外の既存校の老朽化対策や、今後の守口市の教育環境整備に係る「守口市学校規模等適正化基本方針」の改訂等、全文

を変更しております。

5つ目の「学校における働き方改革の推進」については、さらに取組みを進めていくため、新たに策定した「第2期『学校における働き方改革（全体計画）』」に基づく施策を追加いたしました。

6つ目の「社会教育の振興」については、守口市立図書館が開館されたことから、守口市立図書館を「核とし」に文言を修正しております。

5ページからは、学校教育に係る基本方針に沿い、重点項目とその具現化のための具体的な取組みを示しております。学校が取り組むべき具体的な内容を明確に把握し、確認をしながら取組みを進められるよう「基本方針」「重点項目」そして「具体的な取組み」と構成しております。基本的な考え方に大きな変更はございませんが、重点項目に関して関連する項目を整理・統合しております。

全ての教育活動においては、中学校区内の学校間連携を一層強化し、中学校区で一貫教育が推進できるよう指導法などの研究・実践にさらに取り組んでいくということが柱となっております。

では、5ページ以降の「基本方針」「重点項目」「具体的な取組み」を、主な変更内容等を中心に説明いたします。

5ページ、基本方針1「学力を伸ばす」では、児童生徒一人一人の学力の向上と個性・創造性の伸長を図るため、3つの重点項目を掲げております。

重点項目1「授業改善の推進」では、リード文にて「主体的・対話的で深い学び」を通じた授業改善に努めること、これまでの重点項目2で示しておりました「学習規律と言語能力の育成」を図ることを押さえております。また「一人一台端末等のICT機器を効果的に活用すること」「個別最適化した学習を展開していくこと」を押さえており、11の具体的な取組みを示しております。

具体的な取組みでは、①・②・⑤につきまして、主要施策や学力向上プランに基づき、文言の変更をしております。

また、④「すべての教科等での『伝え合う』『書く』『読む』活動の設定」を新たに記載し、⑨「学校司書等との協働・連携による各教科等における学校図書館の計画的な利活用」の文言に変更しております。これは、これまでの重点項目②「学習規律と言語能力の育成」から追加したものでございます。

また、⑦「就学前からの学びの連続性・系統性を確立するための『接続期カリキュラム』や中学校区ルールを活用・改善及び『中学校区合同授業研究会』の実施」を新たに記載しております。こちらも、今年度まで重点項目2「学習規律と言語能力の育成」及び重点項目5「就学前教育・保育との連携」から「授業改善」に関連する事項を抜粋し、統合したものです。

⑩につきましては、一人一台端末等のICT機器の導入及び将来の学習者用デジタル教科書の本格的な導入を見据え、学習者用デジタル教科書を活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業実践やその蓄積を目的とし、新たに「学習者用デジタル教科書等を活用した効果的な活用の研究」の文言に変更しております。

次に6ページ、重点項目2「自学自習力の育成」では、リード文にて、家庭学習の充実や読書習慣の定着、学校での取組みを押さえ、8つの具体的な取組みを示しております。

具体的な取組みでは、家庭学習習慣の定着に向け「①授業との連続性を意識した家庭学習の設定及び点検機能の確立」「②長期休業日における一人一台端末を活用した家庭学習の提供」「⑧オンライン授業やデジタル教材による家庭学習支援」を新規に追加しております。

また、読書習慣の定着に向け「⑥読書通帳を活用した読書量の目標設定等、読書習慣の定着に向けた取組み」「⑦学校図書館司書・学校支援ボランティアの活用及び学校図書館の環境整備」を、これまでの重点項目2「学習規律と言語能力の育成」から関連する事項を抜粋し、統合しております。

次に、重点項目3「支援教育の充実」では、リード文にて、きめ細やかな教育の推

進、中学校区での連携強化、教職員の資質向上、指導体制の確立を押さえ、9つの具体的な取組みを示しております。

具体的な取組みでは、支援学級等の在籍のみならず全ての子どもたちに対し、日々の教育活動全体において支援教育を促進するため「⑥デジタル教材等を活用した通常学級の各教科等の授業におけるきめ細かな配慮の実施」「⑦交流及び共同学習等を通じた障害者理解教育の推進」「⑨学校施設のバリアフリー化の推進」を新規に追加しております。「⑧就学時の情報共有等による学校と認定こども園等との連携推進と発達の継続性を考慮した教育環境や指導方法の工夫」を、これまでの重点項目5「就学前教育・保育との連携」から関連する事項を抜粋し、統合しております。

7ページからの基本方針2「心を育てる」では、児童生徒が人権を尊重し、豊かな人間性と社会性を育成するため、4つの重点項目を掲げています。

7ページの重点項目4「人権教育の充実」では、リード文にて「仲間づくり」や「学級集団づくり」等の取組みの充実、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」を踏まえた教育活動全体を通しての人権意識の醸成を押さえ、7つの具体的な取組みを示しており、新規の項目はございません。

次に、8ページの重点項目5「道徳教育の充実」では、リード文にて「特別の教科道徳」における、指導と評価を一体化させた授業改善等を押さえ、5つの具体的な取組みを示しております。

郷土に関する教育の充実を図るため「⑤『わたしたちの守口』『中学歴史資料集～郷土・守口の歴史～』等を活用した各教科等での我が国や郷土の伝統・文化に関する教育の充実」は、関連事項を統合したものに変更しております。

次に、9ページの重点項目6「生徒指導、キャリア教育の充実」につきましては、リード文にて、意識調査を活用した生徒指導の充実、機能的な校内体制、日ごろからの子ども理解、市・学校いじめ防止基本方針に基づく取組み、中学校区内の連携強化を押さえ、12の具体的な取組みを示しております。

「⑪感染者等に対する差別、偏見、いじめ防止と心のケア」については、新型コロナウイルスの対応を踏まえ、新たに記載をしております。

続いて、10ページからの基本方針3「命を守る」では、児童生徒のたくましく生きる健康と体力づくり、安全・安心な環境づくりを図るため、2つの重点項目を掲げております。

重点項目7「健康・体力づくりの充実」では、リード文にて「体力向上アクションプラン」に基づいたR-PDCAサイクルにより、体育科授業における系統的な指導、運動機会の増進、家庭・地域との連携を押さえるとともに「守口市立中学校に係る部活動の方針」に則り策定した「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、部活動を適切かつ円滑に実施することとし、8つの具体的な取組みを示しております。

具体的な取組みでは、生活習慣の確立を図るため「①調和のとれた生活習慣の確立（睡眠時間・栄養・運動習慣）」を新たに記載しております。

次に、重点項目8「安全・安心な環境づくりの推進」では、リード文にて、危機管理体制・安全管理体制の充実、保護者・地域・関係諸団体との連携、また、感染症対策を押さえ、12の具体的な取組みを示しております。

具体的な取組み「⑪手洗い・咳エチケット・換気や施設消毒等の感染症対策の徹底」「⑫一人一台端末や遠隔・オンライン授業に適応した教室環境の整備」につきましては、新型コロナウイルス感染症対策及び臨時休業等の際に児童生徒の学びを保障するため、新たに記載しております。

続いて、11ページからの基本方針4「学校力を高める」では、明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上を図るため、2つの重点項目を掲げております。

重点項目9「学校経営の改善」では、リード文で、学校運営協議会等を通じた家庭・地域との共有、明確なビジョンの設定、「地域とともにある学校づくり」の展開、学校経営の改善等を押さえ、13の具体的な取組みを示しております。

具体的な取組み⑫におきまして、ビッグデータの活用等も含め、教育のデジタル化、

オンライン化を推進していく必要があることを踏まえ「センターサーバ等を活用した教育行政情報の一元化」、また「⑬学校・家庭間の連絡手段や各種申請等のオンライン化」と、新規項目を設定しております。

最後に、12ページ、重点項目10「教職員の資質向上・研修の充実」では、リード文の研修と不祥事防止等の順序を入れかえ、9つの具体的な取組みを示しております。

具体的な取組みでは、コロナ禍での研修のあり方や、ICT機器の活用を踏まえ「②オンライン等を活用した研修の推進」「③授業力の一層の向上」と記載しております。また、今年度までの重点項目5「就学前教育・保育との連携」から振り分け「④学校と認定こども園等との合同研修会の開催」を新規に追加しております。

以上、簡単な説明でございますが、学校教育に係る内容を説明させていただきました。

続いて、社会教育に係る内容につきましては、生涯学習・スポーツ振興課より御説明申し上げます。

○事務局　　続きまして、社会教育にかかわる内容について御説明申し上げます。

14ページをご覧ください。基本方針5「生涯学べる社会をつくる」では、リード文にて、市民の学びを広め、人と人とのきずなを深め、心豊かな生活を実現し、自立して生きる力を養い、助け合い、活力ある地域づくりを目指します。

重点項目11「社会教育の振興」では、現在の社会環境の変化に伴い、地域における人と人とのつながりや連帯感、支え合いの意識が希薄化している中で、自らの課題を自らで解決できる自立した個人や、他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことのできる地域住民の育成を支援します。加えて、各中学校区に設置される「学校運営協議会」などが各地域のコミュニティと連携・協働し、地域のきずなづくりと地域の教育力の向上を図れるよう支援します。

また、守口市立図書館を核とした図書サービスの充実と市民の課題解決の支援を図

るとともに、成人基礎学習及び青少年健全育成活動への支援をはじめ、心豊かで自立した社会教育の実現に寄与できることが期待できます。

さらに、市民の財産である文化財を次世代に継承していくための調査・研究を行い、心のよりどころとなるような文化資源として保存・活用する取組みを進めてまいります。

以上、令和3年度「めざす守口の教育（案）」の「教育理念」「基本方針」「重点項目」の内容全般を説明させていただきました。よろしく御審議の上、3月定例会にて御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明ありがとうございました。

それでは、令和3年度「めざす守口の教育」について、非常にボリュームが多く、かつ新しい項目なども入っております。皆様から御質問や、それから、この守口の教育を本当に学校関係者、市民の方にも伝えていくことが大事だと思いますので、よりわかりやすくよいものにしていかなければならないと思っています。そういった観点からも、こういったものを入れたほうがいいんじゃないかとか、こういう表現にしたほうがいいんじゃないか、なども含めて幅広く御意見を頂きたいと思いますので、どこからでも結構ですので御質問や御意見を頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員 はい。

○教育長 では、お願いします。

○委員 6ページの重点項目2「自学自習力の育成」、具体的な取組みとして、新しく⑧になっています「オンライン授業やデジタル教材による家庭学習支援」ということで書いていて大賛成でございますが、一応、①の下に持っていったほうがよりわかりやすいんじゃないかと、こう思います。①・②は家庭学習の支援のことを書いていますので、つながりやすいんじゃないかというふうに思いますので、一度御検討いただけたらと思います。

それと、11ページでございます。基本方針4「学校力を高める」、副題に「明確なビジョンを共有した学校経営」と、これはものすごく大事なことですので、具体的な取組みの「①校長の指導力、リーダーシップの発揮」の下に追加する形で、言葉は後でもっと正しくしていただけたらと思いますが、明確なビジョンの、教職員、児童生徒、保護者等への共有・実践の推進というふうに入れたらどうかという提案でございますので、一度御検討ください。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

細かい点でも結構ですので、御意見頂ければと思います。

○委員 はい。

○教育長 では、お願いいたします。

○委員 そうしたら、一貫性がないかもしれませんけれども。

まず、2ページなんですけれども、市の教育理念というのを掲げてありますけれども、この教育の理念をまず実現させるために、具体的にどういうふうに動いていくかという、1つは小中一貫教育、義務教育9年間を見通した「めざす子ども像」を掲げる。これは以前、各学校を訪問したときに校長先生から御説明いただいた中に、我が中学校区はこういう子ども像を目指して小中手を取って9年間で育て上げるんだという、それぞれの各学校に守口市の教育理念を踏まえた上での「めざす子ども像」というものを掲げてありました。だから、それぞれの学校で、その地域性も生かしながら検討されているものだと思うわけです。校長先生のヒアリングというのも随時されておいでになりますので、一覧表を、各学校区がどういうふうな子ども像を目指しているのか、果たしてどの子ども像が、守口市が目指す教育理念にかなったものかどうかという吟味も1つしていただければありがたいと思います。

それから2ページのところで、教科の学習において、このコロナ禍で休業なんかがあったときに子どもたちがどうしたらいいのかという声がたくさん、いろんな地域か

ら聞こえてくるわけです。そこでやはり、ICTというものがいかに武器になるか、教師が使いこなす、子どもが学習具として使いこなすまで高めていくというのが非常に重要になってくるわけです。また新しい変異というか、どういう事態になるかわからない、先が見えない社会でありますから、そういう武器を子どもの中に、守口はしっかり定着させるんだと、活用できるようにするんだということで非常にありがたいことなんですけれども、それと一方、こういうことが進んでくると、人間が一番大事な体験、生の体験というのが、仮想体験と実体験の体験活動を効果的に取り入れるという文言よりももう一つ強い意味での表現にしていただけないかなと。だんだん疑似体験とか仮想空間とかいうふうに行ってしまう。しかし、本当に根っこにあるものは実際自分で触れる社会、体験ですので、それをもう少し強調していくという、守口の意気込みを何か文章で表現できないかなと思います。

それから、3ページですけれども「学力向上の取組みの推進」というところで、新しい今までなかった「非認知能力」という言葉があります。その非認知能力のコメント、説明を附記していただければ非常にありがたい。守口が考える非認知能力とは一体何なのか。この非認知能力というのは、俗にIQとか点数指標なんかでははかることができない力とか言われますけれども、守口が言っている非認知能力はそういう表現では少しわかりにくいわけです。それから、幼児期からこの非認知能力を育成していくと、この非認知能力の育成で一番力強く伸びてくるのは、主体的な学びの土台になるんだというふうによく言われています。だから、幼稚園時代の2歳・3歳からの非認知能力をいかに育てるかということが、特にこれから子どもたちが小学校、中学校、大人になって生涯学び続ける上での一番の土台になるんだと言われていまして、この非認知能力をうまく表現して、説明していただければありがたいなと思います。

それから、5ページなんですけれども、「授業改善の推進」という重点項目1の「主体的・対話的で深い学び」の文章から7行目なんですけれども、その上から読み

ますと「その際、一人一台端末などのICT機器を効果的に活用し、言語能力、情報活用能力、問題解決能力の育成を図りつつ」次に「個別最適化した学習も展開していきます。」と。これは、個別最適な学びだけじゃなくて、守口がずっと大事にしてきた協働的な学びというのにも展開していくわけですので、この個別最適な学びだけじゃなくて、協働的な学びを少しここに添えていただければありがたいと思います。

それから、守口はICTで日本をリードするモデル校になるわけですので、ICTをやる以上はここに、4番目に書いています「全ての教科で『伝え合う』『書く』『読む』」、書くとか読むというのを、やはりノートに書いていくという伝統的な今までの日本の大事なところもしっかりと、もっとうまく強調してほしいです。今までは、2番目にありました「学習規律と言語能力の育成」というか、この言語能力の育成というのは本当にいいキーワードなんです。ここを簡単に1行で書くんじゃないで、本当にこのICTが進む、いわゆる仮想空間が進むということは、リアルなものがいかに大事かという、そこに起因するんです。だから端末だけでやっている、もうノートを書きたくない子どもがぼんぼん出てくるんです。しかし、そこが大事なんです。だから、そこらへんをもう少し強調してもらいたいと。

それから、ちょっと意味がわからないもので、7番目が「就学前からの連続性・系統性『接続期カリキュラム』」、マネジメントのところなんですけれども、その次の「中学校区ルールを活用・改善」と書いてありますけれども、この中学校区のルールというのは一体何なのかということを下のほうの注意書きで説明していただければ、こちらが思っているルールと多分違うだろうと思うんです。それは書いていただければありがたいと思います。

○教育長　ほかに、御質問や御意見を頂ければと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員　それじゃあ。

○教育長　はい、お願いします。

○委員 13ページに新しい建物の写真を載せてくれていますので、非常に見やすくなると思います。効果的に挿絵とか写真などを入れないと文字のオンパレードですので、非常に疲れてしまいます。もし効果的なものがあれば御活用いただけたらと。例えば、AEDと書いていますよね。そのAEDの写真を少し入れるとかいうふうなことでございます。

○教育長 全体を通してですね。

○委員 はい。全体を通して。

○教育長 ありがとうございます。ぜひ工夫していきたいと思います。

○委員 すみません。

○教育長 はい、お願いします。

○委員 先ほども御指摘がありましたけれども、学力向上にかかわって力を入れていこうというその意気込みの中で、この非認知能力が低いという言葉が今回特に使われているということで、ここの部分についてももう少し補足的な説明をするというのが一番いいのかもしれませんが、ここの部分に対してもう少し丁寧に書き込んでいただければというふうに思いました。これは、どういうことを具体的にやっていくかということについて共通理解をするということが大事だと思うから、そのことをあえて、おっしゃったと思いますし、私もその点についてはとても気になりましたので、重ねて申し上げたいと思いました。

それから、細かいことなんですけれども、6ページの「支援教育の充実」のところで「障害」という言葉が出てきています。これについてはいろいろ議論があって、「害」という字を平仮名に表記しようというような動きが一時あったりして、それをどこまでどういう形でこういう文章の中に書き込むのかというのが、非常に難しい部分があるということで余り触れてこなかったんですけれども、ここをずっと読んでいたときに、もともと権利に関する条約というようなものは固まったものですから、その中に使われている表現はもう動かしようがない。だから、そういうことはよくわ

かるんだけれども、例えばここで言うと、発達障がいと言うときに、障害の「害」は平仮名で書いてある。それから、4行目に「障がいのある子どもたちの様々な課題に対応できるように」というときには、これは普通の文章の中に平仮名で書いてある。別のところでは、それぞれ使い分けるルールというか、そういうものがあるんだろうというふうには思うんですけども、実際に自分がこれにかかわって何か書こうというときに、どうしたらいいんだろうかというのが少し迷うところがあるので、何らかの形の注釈が必要なのではないだろうかというのが少し気になりました。書かなくても何かの折に、守口市としてはこういう形で書いていますというところの説明をしていただいたことがあるのかもしれないんだけども、少しまとめていただければありがたいと思います。これは個人的希望として申し上げているんだけども、読まれる方の中にもそういうひとくくりの文章のまとまりの中で、いろんな形の表現が出てくるということについては若干、抵抗というほどのことはないかもしれませんが、どうなっているんだろうかという疑問はどうしても出てくると思いますので、そのあたりの注釈はやはりあったほうがいいのかというふうに思います。注釈をつけることによって逆に目立ってしまうということもあるかもしれませんが、そのあたりの扱いについては少し検討していただければと思いました。こういうものを書くのは大変難しくて、いろいろ検討なさった上で出てきているものだとは思いますが、そのあたりについては、何かいい方法がもしあれば考えていただければというふうに思いました。

それから、その他に係りまして、今までと変えたところについては特に何か、全体に相当ボリュームのあるものですから、なかなか隅から隅まで読みこなすというのが大変ということで、圧縮版というか、まとめて見やすくしたというものをいつもつくっておられると思います。そこで、特に今回はこういうところについて力を入れているから、あるいは変えてあるからというところが明確にわかるような、何かそんな工夫を、もしできるならばしていただければありがたいと思いました。そのほうがむ

しろ全体に対して浸透するというか、効果的にそれが伝わるのではないかと、そういう感じがしました。

○教育長 ありがとうございます。

今、おっしゃっていただいたように、やはり今回はボリュームが非常に増えたことと、あと、これまでも1ページのところが一応概要というような形になっているのですが、確かにこの概要はどちらかという項目だけが羅列してあるような形になるので、この概要版というところをもう少し工夫して、これを見れば、そもそも「めざす守口の教育」というのは何なのというところからも含めて、どういう策定の狙いがあるのかとかそういうことも、この1枚で簡単に全体像がわかるようなものを工夫することが必要だと思いました。今日頂いた意見も踏まえて、また事務局の中で検討していきたいと、私もそう思いました。どうもありがとうございました。

では、私のほうからも、ぜひ教育委員の皆さんから、これまでの経緯もあるので御意見を頂きたいことがあります。ちょうどまた来週、教育総合会議があって、教育大綱の最終的な決定が行われるわけです。今日は教育大綱の資料はありませんが、4ページの後段に「『めざす守口の教育』の位置づけ」という形で図を入れてもらっています。少し字が小さくて見にくいかもしれませんが、実は守口市教育大綱の中でも、ローマ数字のⅠ・Ⅱを掲げて、Ⅰの下に「1 命を守る」「2 学力を伸ばす」「3 心を育てる」というような形で項目が掲げられています。実はこれも、大綱では「基本方針1『命を守る』」「基本方針2『学力を伸ばす』」「基本方針3『心を育てる』」というように、同じ基本方針1というように表現でまとめられています。それで感じたのは、大綱とこの守口の教育の順番が違ったりしているところについて、なぜ順番が違っているんですかと聞かれたときに、こういう考え方で違うんですというように示せるものがあれば説明がしやすいのかと思うのですが、この違いについて皆さん何かお考えがありますでしょうか。違っていいんだと、あるいは、やはりある程度揃える所は揃えたほうがいいのではないかというようなことも含めて御意見を聞か

せていただければと思うので、何かあればぜひお願いしたいと思います。

○委員 普通は揃えますかね。この「基本方針1」というのと「命を守る」の整合性が少し取れないですよね。だから、学力を伸ばすということを基本方針にするので、やはり命を守るということをしたほうが守口らしいんと思います。今までが、基本方針で学力が一番だったんですけれども、それを、命を守るというものをトップにしたわけですから、それは非常に大きい重みのあることだと思うんです。今は命といったらみんながうなずくというか、教育できるのも命があつてのといふのだから、これはやはりそっちのほうに合わせたほうが、個人的な意見としてはいいと思いました。これを照らし合わせながら読みましたが、ここにちゃんと基本方針というものが四角で囲んで書いてありますから。その番号が違つくと、そのへんにこだわる人がいるかもしれないし。何で命というのを一番目に持ってきたのかということをもう少し深く考えたらいいと思います。

○委員 すみません。私見ですけれども、総合教育会議で守口市の教育大綱をつくつてという話が起つきました折に、教育委員会がつくつてこの「めざす守口の教育」が主体になるというか、守口市全体として考えても、この教育委員会が考えているものを核にして教育大綱をつくろうというような動きがあつた中で、要するに、同じですよというような感じのところ若干あつただけけれども、教育委員会として今、喫緊の課題として学力ということを第一に据えてやろうとしているということで、そちらが強調された形のものに「めざす守口の教育」というのは動いてきている。だからもちろん、命は大切だとか健康は大事だとかという、そういうものも当然入っている。ただ、こここのところで新型コロナの感染症が世の中を席卷しているような状況の中では、大綱というほうではそちらがまず優先するであろうという話になってくるのも自然な成り行きだし、全体として見たら別に整合性がないわけではない。だけど、どちらを優先するかという意味合いで見たときに、守口市全体を考えての考え方としてそちらが優先されているからそういう形になっているけれども、教育としては今ま

で一貫してやってきているこの路線については特段変更することなく、やはり今までどおりの線を踏襲してということになっているからこういうずれが生じてきているというのが実際のところだと思うんです。それを揃えておくべきなのかどうかということについての議論を少しする必要があるのではないかと思います。私はどちらでもいいと思うんですけれども、違うというのをいけないというふうに思うか、むしろそれぞれの教育委員会がつくる「めざす守口の教育」と、市全体として総合教育計画の中で大綱をつくる、そういうものとしてつくるときに、何をトップに持ってくるのかというあたりは、違いがあってもいい、これを是とするかどうかということについては、いろんな人の意見があるのではないかと。だから、そこは勝手に押し量ってどうこうと言わないで、少し総合教育会議の中でも話をしたらいいのではないかとこのように思います。どっちだって私は別に非には感じない。そんな考え方もあるかなというふうに思います。

○教育長 はい、お願いします。

○委員 私は、同じ時期に今度つくられるものなので、揃えていただいたほうがいいとは思っています。守口市が何を一番に思っているかというのが伝わりやすいと思うので、揃えていただいたらいいなと思うんですけれども、それを、一番に命を守るのか、一番に学力のことにするのかは検討してということをお願いしていきたいと思えます。

○教育長 また来週、総合教育会議で教育大綱について議論した上で決定するような形になりますので、そこで教育大綱の順番の意味を確認した上で、もし必要があれば「めざす守口の教育」も合わせるというような、そういうことも考えられるのかというふうに思います。ある考え方で順番を取っていることも考えられますし、必ずしも順番が後ろにあるから大事ではないということではなくて、それもやはり大事なことになるので。そう考えるとやはり、整合性があつたほうが読み手にとってはわかりやすいのかというような感じもしております。また、教育大綱は法律に基づいてつくるも

のになっています。教育基本法、それから地教行法で教育に関する大綱、あるいは教育基本計画をつくるとなっているものを、本市では守口市教育大綱というものを位置づけているわけですが、「めざす守口の教育」というのは、その大綱を具体的にこういった施策を実施していくという、言ってみればアクションプラン的なものと捉えることができるのではないかと思います。そう考えるとやはり、より整合性を重視するということも必要なことではないかと思いましたが、皆さんの御意見をお伺いした次第でございます。また来週の総合教育会議の議論を踏まえて検討していきたいと思っております。全体として細かいことでも結構ですので、御意見・御質問を、この場で聞いておきたいということがあればお願いしたいと思っております。

それでは、まだまだ御意見を頂きたいところではあるのですが、時間の都合もありますので、一旦「めざす守口の教育」についてはこのあたりとさせていただいて、また3月にもう一度この「めざす守口の教育」について議題として設定しますが、この間にもまたお気づきの点などがありましたら事務局のほうまでお寄せいただきたいと思います。ここで一旦「めざす守口の教育」についてはここまでとさせていただきたいと思っております。

それでは次に、協議事項2「守口市学力向上プラン（案）」についての説明をお願いします。

○事務局　それでは「守口市学力向上プラン（案）」について説明させていただきます。カラー刷りのプランのほうを御参照ください。

現在、教育委員会としましては、学力向上に向けて学力向上プランに基づき、3年間「授業改善」の推進と「自学自習力の育成」の2本を柱として取組みを進めており、全国学力・学習状況調査や市アンケート調査等から、授業改善に係る項目のアンケート結果は目標値をおおむね達成しており、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善の推進が組織的に進められるなど、一定の成果が見られています。一方、正答率が40%以下である低位層の割合が全国と比較して多いことや、勉強時間、読書時

間のアンケート結果では大幅な改善が見られないなど、学習習慣、読書習慣には依然課題が見られる状況です。

これらの成果や課題等を踏まえまして、このたび新たに令和3年度から令和5年度の3年間の守口市学力向上プランを定めるため、本日プラン案をお示ししております。

今回の改定では、これまでの2本柱の取組みに加え、誰一人取り残さず、全ての児童生徒の豊かな学びを保障するための取組みを組織的に行い、それを促進させるために児童生徒個別の状況表を把握し、分析することを加えることや、一人一台端末を効果的に活用するものとしております。

それでは、項目ごとに順を追って御説明申し上げます。まず、資料上段の左側に「『確かな学力』の3つの要素」とともに学習指導要領に示されております「育成をめざす『資質・能力』」の3つを示しております。資料右上「学力・学習状況調査から見えてきたこと」につきましては、これまでの学力・学習状況調査から見えてきた特に顕著な課題等を示しております。

これらの点を踏まえ、学力向上に向けた守口の子どもの課題として「学ぶ意欲の向上」「言語能力の育成」「自学自習力の育成」そして、テスト等の点数だけでは測ることのできない、粘り強く課題に挑戦する力や気持ちをコントロールする力、人とかわる力など、学習意欲向上の手がかりとなる非認知能力の育成を新たに追加しております。

以上のことから「達成目標」として6点を定め、記載しております。この目標を達成するための「学校の取組み」といたしましては、冒頭に申し上げましたとおり「誰一人取り残さず、すべての児童・生徒の確かな学びを保障するための取組みを組織的に行う」という大きなテーマを掲げ、これまでも大切にしてきた「授業改善の推進」「自学自習力の育成」を2本柱として、具体的に7点を示しています。

この7点は、現在の学力向上プランの取組みの成果を継続しつつ、課題である低位層へのアプローチ及び自学自習力の育成に向けた取組みとして、1つ目の柱「授業改

善の推進」で、全ての授業で「授業のユニバーサルデザイン」の3つの視点である「焦点化」、「視覚化」、「共有化」を取り入れること、学校図書館の計画的な利活用を進めること、2つ目の柱「自学自習力の育成」については、授業との連続性を意識した家庭学習を設定することを新たに入れていきます。具体的な取組みの7点の上には2本柱の関係性を図示しており、主体的・対話的で深い学びの促進や、全員が「わかる」「できる」授業を目指した授業のユニバーサルデザインの3つの視点をそれぞれ示し、自学自習力の育成においては、授業と切り離して考えるのではなく、家庭学習が授業の延長線という認識を持ち、連続性を意識した課題提示の工夫や評価、授業への活用も意識し、自学自習力の育成がより促進されるように示しております。

これらの2本柱の取組みを促進させるため、継続的に児童生徒の状況を把握し分析することや、一人一台端末を効果的に活用することも新たに盛り込み、ICT機器を効果的に活用し、状況把握に基づいた、個に応じたきめ細やかな指導を推進していくこととしております。

続いて、これらの取組みを支援するため、一番下の左から順に「教育委員会の支援」に加え、これまで家庭・地域との連携でひとくくりにしてきたところを、学校運営協議会が今年度より全中学校区に設置されたことから、家庭・地域から独立させて記載した上で「家庭・地域」については「連携」から「協働」へと変え、家庭・地域とともに取組みを進めていくことを強調しています。

最後に、一番上には、学校、家庭、地域でより活用してもらえるよう、また、各学校の教職員が少しでも身近なものとして認識を深め、日々の取組みにつなげていただけるよう願いを込めて「確かな学力」の3つの資質・能力に組織的な研究体制を盛り込む形で「も・り・ぐ・ち」という言葉に合わせたキャッチコピーを新たに入れております。

以上、簡単な説明でございますが、令和3年度から5年度守口学力向上プランについて説明させていただきました。本日は皆様から御質問や御意見を頂き、3月の教育

委員会定例会で御決定賜りたく存じます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。守口市学力向上プラン、現行の計画が今年度まで、令和3年度から新たに3年間の学力向上プランを開始することになっておりますので、まだ少し現行のプランでの成果なども全部出揃ったわけではありませんが、現時点でこういった方向で次の改訂を策定していきたいというものでございますので、またこちら「めざす守口の教育」と同様、新しいことを入れたり表現をいろいろ工夫したりしておりますので、少しわかりにくいとか、こういった視点も必要なのではないかとすることがあれば、また御意見を寄せていただきたいと思います。やはり全体としてもボリュームが非常に大きくなったので、もう少しシンプルにしていくことも必要なかと思っております。一方で、この学力向上プランに示したことを具体的に、さっきも話題になった非認知能力の育成とはどういうことをやっていくのかということ、各学校の先生がイメージを持ってもらえるような、もう少し補足的な情報提供などもこれから必要なかと思っております。また少し「めざす守口の教育」と「守口市学力向上プラン」の関係もしっかりと取っていかねばならないと思っております。両方同時につくっているわけですが、こちらのほうは3年間を見通したプランということで、「めざす守口の教育」は毎年度つくっていくような形になるので、ある意味「学力向上プラン」の1年目を「めざす守口の教育」でしっかりやれるような形にもしていけないといけないので、また「学力向上プラン」と「めざす守口の教育」を併せてまた御検討いただいて、御意見を頂けたらと思っております。これも今日またお持ち帰りいただいて御意見を頂くことになるかと思っておりますが、御質問とか、気がついたことがあれば、ぜひこの場でも御発言いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員 ちょっといいですか。

○教育長 はい。

○委員 学力向上に向けた守口の子どもの課題で、課題が4つありますね。今までは課題1、課題2、課題3だったんですけども、ここに新たに「非認知能力の育成」というのが入りましたね。ということは、子ども自身を丸ごと捉えて育てていこうという強い意志が伺えるわけです。だから、これはぜひ現場の先生が理解できるように、先ほど教育長がおっしゃったように、もう少しこれはわかりやすく事例を踏まえながら浸透していただけたらありがたいと思います。

それから、これは新学習指導要領が完全実施ということと、それから学力を向上させるために守口がキーワードとして挙げている端末の有効活用、これはぜひ入れてほしいと思ったんですけども、具体的に入っているということが非常にありがたい、心強いというか、イメージが湧きやすいと思います。守口の学力向上の取組みの検証というものを先ほどプリントで頂いて、目標値で6項目あるわけですね。1番が「授業では課題の解決に向けて自分で考え、自ら取り組んでいる」という、これは新学習指導要領が言っている主体的な学びということに入ると思います。それから2番目の「自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している」、これは対話的な学びというものに入っています。3つ目は「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」、これは深い学び、つまり見方、考え方がより深まるということに入るわけですね。ということは、このアンケートの3つというのは、前回のキーワードで書いてあった学力向上プランにある、主体的・対話的で深い学びの実現という、これに則った調査になっているわけですね。ということは、今度新しいプランの中に、1は全ての授業でユニバーサルデザインの3つの視点を授業に取り入れて、全ての子どもたちがわかる・できる喜びを実感できるという、そういう授業を展開していこうということで、これは大賛成なんです。それを通してどこを目指していくのかというと、やはり学習指導要領が言っている主体的・対話的で深い学びの実現ということに入ると思うんです。ということは、この授業改善の中の全ての授業のユニバーサル視点、それから図書館、それから点検・改善です

ね。その中にもう一つやはり、主体的・対話的な深い学びの実現というキーワードを入れていただいたら、守口は新学習指導要領に則ってしっかりやっているんだということが位置づくような気がします。検討していただきたいと思います。

それから、9年間の学びをつないでいく小中一貫教育というキーワードが消えているような気がするんです。前は入っていたんですよ。これも検討していただきたいです。これはやはり、小中一貫教育というのは、小学校が終わって次は中学校ですよと。そうしたら、小学校から中学校に上がるときに問題がいろいろ起きるということで、そこをいろいろ考えてやられたと。で、守口は理想的なものとして義務教育学校というものをつくられていると。ということは、将来的に果たして1から6まで学んで、あと中学校は1から3まで3年間で学ぶのは果たしていいのかどうか。普通言われているのは、1から4までは基礎を学ぶ基礎編だということで、これを解体している学校もあるわけです。だから、そういうふうなものでよりよい学力、学びのつながりを意識したカリキュラムのマネジメントという部分になると、やはりこの守口がずっと掲げて終始言っている小中一貫教育、これをめざす子ども像に向かって地域ぐるみで育てていくという。だから、このキーワードはやはり欲しいと思います。検討していただきたい。

それから、ユニバーサルデザインでわかる・できる授業という3つの視点というのは非常にわかりやすいですね。特別支援の子もこれでわかるというか、そういうところまで守口は考えているんだと私は思ったんです。それで、先ほどの資料の中で、低位層の推移について守口は研究しなければならない、考えなければならないというふうな資料を頂いたんですけれども、その部分、要するに低位層の学力ということと、家庭学習の習慣と読書習慣の充実、このあたりの相関がものすごく高いんです。だからそこにスポットを当てるために、守口はどういうことがあっても自学自習力をつけていくんだと、どういう局面になってもということで、この二本柱は非常に大事なキーワードと思うんです。この自学自習の中で、調査でまず予習復習と書いているのに、

今回初めてキーワードとして「授業の連続性」というものをここで謳っています。だから、学校で勉強することと家で勉強することは別物じゃないんだと、行き来するものなんだということを強調していることは、この調査の4に当てはまるし、5・6というの也要するに、勉強の時間とか読書時間というのは、どちらかという和家庭学習の充実とか読書習慣の充実ということをもう少しやっ払いこうということで、このキーワードは評価とつながっているわけですね。そこでこの矢印なんですけれども、授業改善と自学自習、家庭学習の充実のところ、連続性で矢印が行き来する矢印があります。下のほうは授業の活用、要するに、自学自習で家庭で勉強したことをいかに授業の中で位置づけていくのか。そこに位置づけるときに、ただ位置づけるんじゃないくて、今回強調している非認知能力、要するに数値で表れない、子どもが一生懸命、今まで発表もできなかったんだけど、最後まで自分の言葉で表現できたということは、どういう状況であってもこの認知力の高まりなんです。それとか、考え方は間違っていたかもしれないけれども、問題を追究している視点が非常によかったと。その視点の捉まえがいいんだということで、子どもを全体的に把握して励ましていこう、そういう自ら学び合う主体的な学力のもとをもっとつくっていこうと。要するに、もっと何々したい、学びに向かう力をもっと培っていこうという表れだと思うんです。だから、この評価と授業への活用というのは、これは家庭学習でやったことをどういふふうに授業で評価していくのか、授業の中をどうやって家庭学習に結びつけていこうかということなので、上のほうが「課題提示の工夫」だったら、下は「授業」というものがあるんです。上はやはり家庭というのを入れるべきじゃないかと。そうしたら、例えば家庭学習課題の工夫とか、やはり上に家庭に関するものを、そして、家庭から今度は授業へという、やはり授業とか家庭というのはキーワードだと思うので、それを入れていただけるかどうかを検討してほしいと思います。

やはり学習というのが、例えば読書習慣とか学習習慣が定着するということは、やはり生活のリズムというものがきちんと確立していかなかったらだめなんです。前

回は、規則正しい生活リズムを確立するということを記載していたと思います。これは学力向上と別物では絶対ないです。規則正しい生活リズムを確立していくんだということは、学習と関係ないというふうに捉えがちなんですけれども、非常にこれは相関が高いんです。だから、これも入れるかどうかを検討していただければと思います。

それからもう1個気になるのが、全ての児童生徒にとってわかる・できるを喜びをもって実感できる授業だと思うんですけれども、波線のところに「学習内容の確実な習得に向けた授業づくり」と記載があります。この、めざす守口の教育を読ませてもらおうと、習得だけじゃなくて、活用したり探求したりそういったものに向けた授業というのも織り込んでおられるわけなので、習得の言葉だけじゃなくて、習得・活用・探求という1つのサイクルで授業というものは深められていくものなので、そこを習得で止めた訳は何なのかということを知りたいと思いました。

それから、やはり端末の有効活用ということで、一人一台端末を家庭の中でも活用していくんだということが書いてありますけれども、これが軌道に乗って、守口の子どもたちが実際に動いていくのはどういうスケジュールのもとに動いていくのかということをおもうんです。だから、校内研究会のテーマなんですけれども、この学力を上げるために教育委員会のほうからテーマを幾つか設定して、それで学校に投げかけていただいて、そのテーマを実証していただくという。今まででしたら学校の独自性を教育委員会が吸収して、それが学力向上に非常にいい取組みだったということで全体に広げていって、守口の共有財産にしていくという流れだったんですけれども、この新しい端末が入ってくるとかということになってくると、やはり教育委員会のほうからそのへんを掘り下げていかないといけない。それが長い5年間のスパンで見て本当にいいのかどうか。このコロナ禍の時代だからできるだけ早く手がけて、子どもたちの、先生方の武器になるように、教育委員会としての研究公開テーマというのを決めていただいたらありがたいなど。さっき教育長から聞いたのは、ベネッセの教材をもとに、現場の先生方のお知恵でそれを追加して変えていくことができるというような話をさ

れました。ということは、AIドリルの構築ということで、どこかが研究をやっていたとか。また、先ほど教育長から、子どもたちにアンケートしたものをそのままにしないで、端末を利用して子どもの声を吸い上げていくんだというお話がありました。だから、子どもの声に寄り添った教育というのが、今度はかゆいところに手が届く教育が、この適切な学びに対応できると思うんです。だから、そういう研究も非常に有用な気がするんです。そういう研究のテーマを教育委員会で幾つか挙げていただいて、何年度はこれをする、次の年度はこれをする、そしてこういうところに持っていくんだと。そうしたら、端末を導入して今年の3月で全部行き渡るというお話を前回いただきました。そうしたら、その端末をどういうふうに、棚の上に置くだけの飾り物じゃなくて、いかにそれを活用していくのか。先ほどのめざす教育を見ていたら、長い休暇中にこの端末を貸し出してオンラインをやるというふうに書いてありました。そうしたら、日常まではまだいかないんだというふうにそこで読み取ったわけです。読み取ったのに、これを見ていたら授業と家庭を連続的に捉えていくんだというふうにも読み取れます。それで課題をいろいろ工夫していくんだということは多分、3つの視点で授業改善していく中に、共有化の中に多分、振り返りとか、守口が今までやってきた見通しを持つとかいうのは、例えばシンプルに焦点化に入るのかもしれませんが、けれども、そういう振り返りのときに、今まで勉強した学習を振り返るだけじゃなくて、学習の中に残った課題を今度はどう家庭のほうにつなげていくかという振り返りの視点がまた増えてくるような気がするんです。そうしたら、端末を研究していく、長期休暇じゃなくても日ごろ持って帰ってどうなのかという。これからはそういうことをやっていく時期じゃないかと個人的には思います。

○教育長　　ありがとうございました。すみません、ほかの皆さんからも御意見を頂きたいところなんですけれども、本日はほかにも報告案件がまだ残っておりますので、恐れ入りますが学力向上プラン（案）についてはここまでとさせていただいて、またぜひメール等で御意見を頂きたいと思っておりますので、次に移らせていただきたいと思

います。

それでは次に、報告事項に移ります。報告事項1「『第2期学校における働き方改革』（全体計画）の策定について」の説明をお願いします。

○事務局 失礼いたします。私からは「第2期学校における働き方改革」（全体計画）の策定につきまして、御報告申し上げます。

恐れ入りますが、議案書14ページから20ページを御参照いただきますようお願いいたします。

本市におきましても、学校を取り巻く環境は複雑化・困難化しており、学校にはこれまで以上に子どもたちに対するきめ細やかな対応が求められております。教職員の業務は多様化・拡大化している状況でございます。そのような中、教職員の心身の健康を維持する視点から、教職員の時間外勤務時間削減を図る必要性があり、本市におきましても業務改善の本件全体計画を策定し、平成29年度より全校一斉退庁日、部活動休業日が設定、夏季休業日中の学校閉庁日、校務支援システムの導入等の取組みを推進してきたところでございます。

今般、学校における働き方改革をさらに推進させるため、令和3年度より実施する新規事業の内容等も踏まえまして「第2期学校における働き方改革」を策定いたしましたので、具体的に御報告申し上げます。

それでは、15ページを御参照ください。上段には、本全体計画策定の趣旨を記載しております。また、下段には本全体計画の構成を記載しており「意識改革」の側面及び「業務改善」の側面から、2本の柱で具体的な取組み内容を記載しております。

1の「意識改革」におきましては、令和2年度より「業務量の適切な管理等に関する制度整備・運用」を行っており、教職員の働き方に係る意識改革を推進してきております。また、令和3年度より、新たに守口市立学校等におきまして業務終了メッセージ機能つき電話の設置等を行います。

2の「業務改善」におきましては、既存の事業でありますスクールソーシャルワ

カーの拡充や新規事業、ICTを活用したアンケート集計、また、スクールサポートスタッフの配置等の実施等について言及しております。業務改善を図ることにより、教員が児童生徒と向き合う時間や、本来の業務を行う時間をより一層確保することを目指してまいります。

次に、16ページを御参照ください。本ページから、これまでの本市の取組みとその内容の概要等を、また、17ページの下段より、今後の本市の取組み及び今後の府に対する要望事項を記載しております。

最後に、20ページを御参照ください。本ページにおきましては、時間外勤務時間をさまざまな視点で数値化したものを記載しております。上段には本全体計画の目標を記載しており、内容としまして、教職員の時間外勤務時間数の上限を1カ月につき45時間、1年間につき360時間としております。また、教職員の平均休暇取得率を、前年度ベースから13.5%の向上を目指すことを記載しております。

その下、1段目のグラフにつきましては、平成28年度からの1カ月平均の時間外勤務時間数を経年比較したものを記載しております。下の折れ線グラフが小学校教職員、上の折れ線グラフが中学校の教職員となっております。昨年度までは4月から6月を集計しておりましたが、今年度より集計内容を年間ベースといたします。年々減少傾向にありますが、中学校における数値につきましても、目標を達成できるよう取組みを推進してまいります。

2段目の円グラフは時間外勤務時間数の分布、3段目の棒グラフは時間外業務時間数を年代別であらわしております。4段目の折れ線グラフは教職員の年間休暇取得率を表しております。平成30年度まで取得率が増加傾向となっておりましたが、令和元年度においては1.6%の減少となっております。こちらにつきましては、令和元年3月2日より守口市立学校における臨時休業等の影響が一因であると考えられております。

以上のような全体計画に基づき、教職員が生き生きとやりがいをもって勤務し、学

校教育の充実を図ることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、簡単な説明ではございますが、「第2期学校における働き方改革」（全体計画）の報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か特段の御意見・御質問があればお願いしたいと思えます。

今年度はコロナ禍で教員の業務も増えておりますので、現状に則したような形で教育委員会もしっかりとサポートしていきたいと思えます。

続きまして、ほかに事務局のほうから報告・連絡等がありましたらお願いします。

○事務局 もりぐち児童クラブ、守口入会児童室の施設整備に係る進捗状況を御報告させていただきますと思えます。

守口小学校におけるもりぐち児童クラブ入会児童室の利用児童の増加等に対応するため、学校敷地内に新たに児童クラブ入会児童室を整備していく旨、令和2年8月の本教育委員会定例会において御報告させていただいたところでございます。その後、令和2年9月市議会定例会へ、施設整備に係る業務委託の補正予算を提出、御議決いただき、速やかに入札・契約を行い、実施設計を進めておりましたが、市と受託事業者間で仕様書上の認識の相違により調整に時間を要していることから、年度内の履行完了を見込むことが困難となり、現在、契約解除に向けて調整しているところでございます。つきましては、令和2年度内の実施設計の完了が見込めず、令和3年度へ予算を繰り越す必要があるため、令和3年2月市議会定例会へ繰越明許費の補正予算を提出いたします予定ですので、その旨御報告させていただきたいと思えます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに事務局から報告・連絡等がありましたらお願いします。

○事務局 保健給食課より、令和3年1月定例会で御報告させていただいた以降の新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業を実施した9校について御報告させて

いただきます。

初めに、金田小学校で1名の罹患者が確認されたことにより、令和3年1月28日木曜日から2月2日火曜日まで臨時休業とし、3日水曜日より学校を再開いたしました。なお、疫学調査の結果、陽性者が計5名となったため、大阪府よりクラスターとして発表されました。

次に、よつば小学校で1名の罹患者が確認されたことにより、令和3年1月30日土曜日から2月1日月曜日まで臨時休業とし、2日火曜日より学校を再開いたしました。

次に、八雲中学校で3名の罹患者が確認されたことにより、令和3年1月31日日曜日から2月5日金曜日まで臨時休業とし、8日月曜日より学校を再開しました。なお、疫学調査の結果、陽性者が計12名となったため、大阪府よりクラスターとして発表されました。

次に、錦中学校で1名の罹患者が確認されたことにより、令和3年2月2日火曜日から4日木曜日まで臨時休業とし、5日金曜日より学校を再開いたしました。

次に、下島小学校で2名の罹患者が確認されたことにより、令和3年2月4日木曜日から9日火曜日まで臨時休業とし、10日水曜日より学校を再開いたしました。

次に、さつき学園で2名の罹患者が確認されたことにより、令和3年2月7日日曜日から9日火曜日まで臨時休業とし、10日水曜日より学校を再開いたしました。

次に、第一中学校で1名の罹患者が確認されたことにより、令和3年2月9日火曜日から11日木曜日まで臨時休業とし、本日12日金曜日より学校を再開いたしました。

次に、八雲小学校で1名の罹患者が確認されたことにより、令和3年2月11日木曜日から13日土曜日まで臨時休業とさせていただきます。なお、疫学調査は終了しており、PCR検査受検者全員の陰性を確認できますことから、15日月曜日から学校を再開いたします。

最後に、八雲中学校で1名の罹患者が確認されたことにより、令和3年2月11日木曜日から13日土曜日まで臨時休業とさせていただきます。八雲小学校と同様に疫学調査が終了しており、PCR検査受検者全員の陰性を確認できていますことから、15日月曜日から学校を再開いたします。

また、スクールカウンセラーの派遣について学校と相談の上、対応をしております。

以上、報告とさせていただきます。

○教育長 ありがとうございます。ほかに御報告はありますでしょうか。

では、ほかにないようでしたら、本日は議案第10号を残しておりますが、これより関係者のみで秘密会を行うことといたします。関係者以外は退室いただいて結構です。暫時休憩します。

○教育長 休憩を閉じ、委員会を再開いたします。それでは日程第6、議案第10号「令和3年度 守口市立学校長等任命の内申案」を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

(秘密会)

○教育長 異議なしと認め、議案第10号につきましては、原案どおり承認いたしました。それでは、本日の定例会を閉会します。

閉会：午前11時51分